



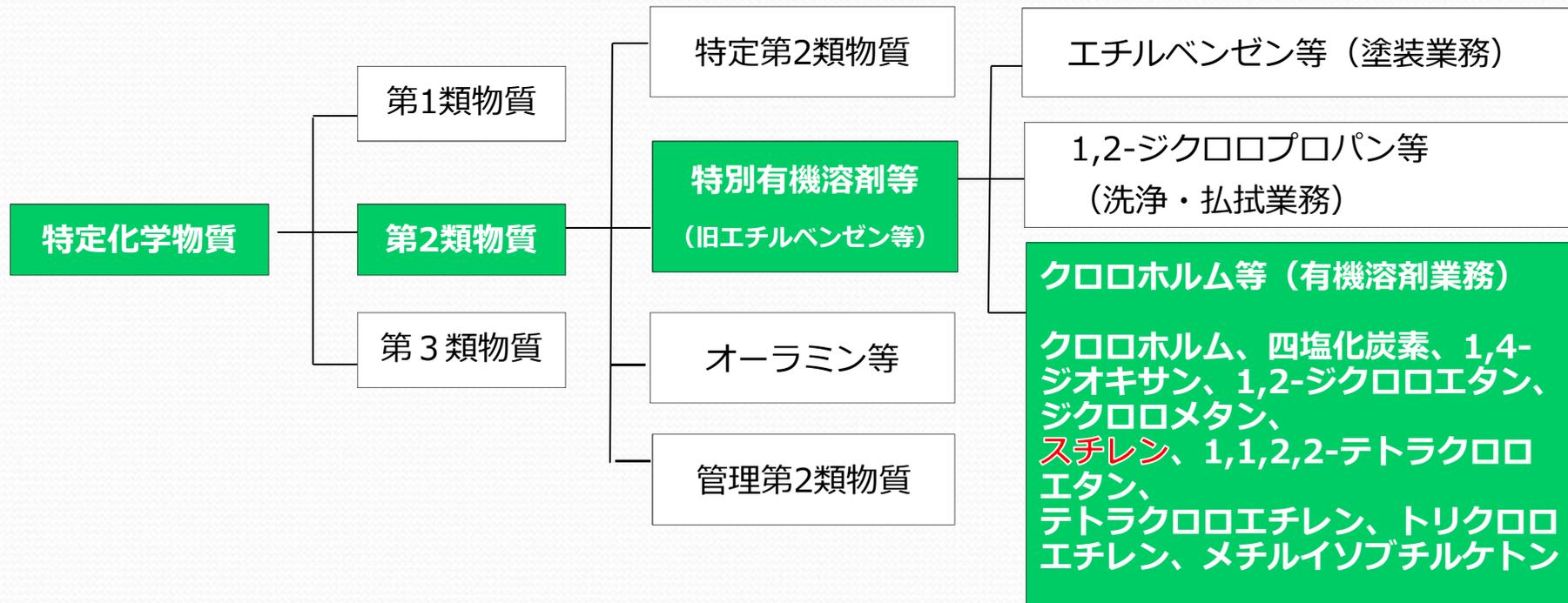
FRP防水施工者のための 特定化学物質障害予防規則等関係法令 改正内容の解説

(クロロホルム他9物質のうちスチレンを中心に)

FRP防水材工業会

クロロホルムほか9物質の健康障害防止対策

クロロホルムほか9物質は、これまで有機溶剤の中に位置づけられていましたが、発がん性を踏まえた今回の改正により、特定化学物質の第2類物質の「特別有機溶剤等」の中に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。



あわせて、これまで「エチルベンゼン等」として分類されていたエチルベンゼン等、1,2-ジクロロプロパン等も「特別有機溶剤等」の中に位置づけられました。

主な改正内容（発がん性を踏まえた措置）

**クロロホルムほか9物質を取扱う時には
～記録の保存を延長し、作業記録を作成する必要があります～**

クロロホルムほか9物質を製造または使用して行う有機溶剤業務については、発がん性に着目し、記録の保存期間の延長や作業記録の作成等の措置を講じる必要があります。

1 作業記録の作成（特化則第38条の4）

常時作業に従事する労働者について1カ月以内ごとに次の事項の記録が必要。

- ① 労働者の氏名
- ② 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- ③ 特別管理物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

2 記録の保存の延長（特化則第36条、36条の2、38条の4、40条）

有害性（発がん性）の遅発性の影響を踏まえ、次の書類の30年間の保存が必要。
なお、記録の保存は、書面の保存に代えて電磁的記録による保存が可能です。

- ① 健康診断個人票
- ② 作業環境測定記録
- ③ 作業環境測定の評価記録
- ④ 作業記録

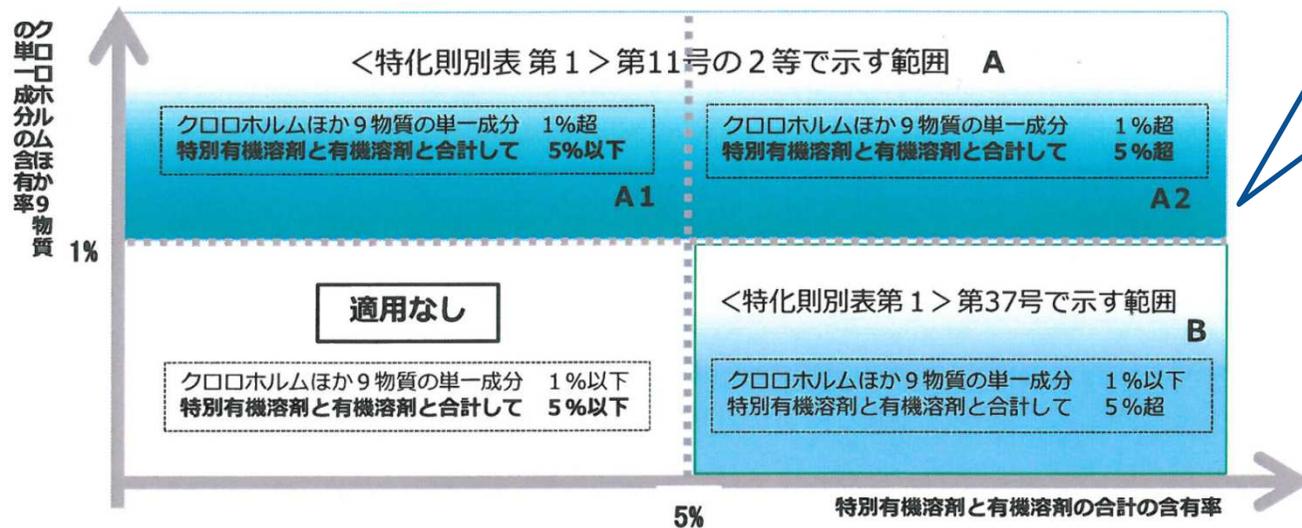
3 有害性等の掲示（特化則第38条の3）

作業に従事する労働者が見やすい箇所に、次の事項の掲示が必要。

- ① 名称
- ② 人体に及ぼす作用
- ③ 取扱上の注意事項
- ④ 使用保護具

規制対象の範囲

- ◆対象となる業務は、「クロロホルムほか9物質」「クロロホルムほか9物質の含有物」を用いて **屋内作業場等**において行う**有機溶剤業務**（以下「クロロホルム等有機溶剤業務」）
（有機溶剤業務及び屋内作業場等の範囲は有機溶剤中毒予防規則と同じ）
※ [容器・包装への表示] については有機溶剤業務用に限らず、すべての物が対象
- ◆クロロホルム等有機溶剤業務、エチルベンゼン塗装業務および1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務をあわせて「特別有機溶剤※業務」といいます。
※クロロホルムほか9物質、エチルベンゼン、1,2-ジクロロプロパンをあわせて「特別有機溶剤」という。
- ◆対象となるクロロホルムほか9物質の含有物は以下の図のA、Bの部分



防水用ポリエステル樹脂は、
スチレン含有量が5%超です
(A2に該当)

今回の法改正で必要となる措置内容

FRP防水工事を中心に／変更点五箇条

<規制対象となる作業場所とは？>

屋内の浴室・浴場、厨房、各種水槽類、薬液タンク、ビルピット等通風が不十分な所が対象になります。「木造住宅のバルコニー」や「建物の屋上」は屋外部位になりますので、規制の対象から外れ、従来通りの扱いとなります。

※規制対象となる場合は以下の措置が必要です。

- 1) 作業主任者について(特化則 第27条)
特定化学物質作業主任者の選任が必要です。
有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から、特定化学物質作業主任者を選任する必要があります。
- 2) 作業環境測定について(特化則 第36条)
作業場について6ヶ月以内ごとに1回、定期的に特別有機溶剤(スチレン)濃度を測定し、その記録を30年間保管する必要があります。
※建築現場においては、同一作業場で当該作業を行っている期間が3ヶ月未満である場合は、作業環境測定は不要です。(基発第163号)

3) 健康診断について(特化則 第39条～42条)

常時従事する作業者に対して、雇入れ、またはその業務への配置替えの際とその後6ヶ月以内ごとに1回、定期的に特別有機溶剤(スチレン)の特殊健康診断を行うことが必要です。

特殊健康診断の結果は所轄労働基準監督署長に提出し、その記録を30年保管する必要があります。

4) 掲示について(特化則 第38条)

取扱い上の注意事項について、作業に従事する労働者が見やすい作業場などに掲示する必要があります。

注意事項とは名称、取扱い上の注意事項、人体に及ぼす影響、使用すべき保護具です。

5) 作業記録の保存について(特化則 第38条)

常時作業に従事する労働者について、1ヶ月以内ごとに次の事項を記録、30年保存する必要があります。

・労働者氏名 ・従事した作業概要と従事期間 ・スチレンによって著しく汚染されたとき、その概要と事業者が講じた応急措置

従来の有機則が準用される措置内容

FRP防水工事を中心に

- 6) 作業場の全体換気について(有機則 第8条～10条)
作業場所、業務内容に応じて、全体換気装置(換気扇、送風機等)を設置する必要があります。
- 7) 呼吸用保護具について(有機則 第32条～33条)
作業場所、業務内容に応じて、有機ガス用防毒マスクまたは送気マスクを使用する必要があります。
保護具は同時に就労する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持する必要があります。

FRP防水に関すること／Q&A資料

FRP防水材工業会では、9月22日付で今回の法改正に係わる第1報を情報発信させていただきました。その後、10月1日の日本塗料工業会主催の説明会(厚生労働省担当官殿による説明)への参加、中央労働災害防止協会(大阪)の方の確認を経て、第2報を報告致します。

なお、今回の法改正では政令・省令で条文の解釈が難しい箇所等もありました。そのような箇所については今後逐次関係機関等に確認し情報提供を実施していく所存であります。

FRP防水材工業会では、今後ともわかり易い説明資料やパンフレット等を発行していく予定にしております。

以下 Q&A方式で説明いたします。

Q1: 今回の改正でポリエステル樹脂(スチレン)はどのような位置づけになったのですか？

A1: 特定化学物質の第2類物質(特別有機溶剤等)に位置づけられ特別管理物質になりました。

Q2: 特別有機溶剤は有機溶剤の種類と濃度でA1, A2, Bの3種類があると聞きます。ポリエステル樹脂(スチレン)はどの種類に位置づけられたのですか？

A2: ポリエステル樹脂(スチレン)はA2に分類されました。分類により規制の内容が異なります。

Q3: 今回の法改正で木造住宅の“バルコニー”や“建物屋上”はどのような扱いになりますか？

A3: 木造住宅の“バルコニー”や“建物屋上”は屋外部位になります。従いまして規制の対象からはずれますので従来通りの扱いとなります。

Q4: 今回の法規制対象作業場所はどのような場所になりますか？

A4: 屋内が対象となります。すなわち有機溶剤中毒予防規則 第1条六の2の(一～十一)に記述される下記11項の場所です。

屋内作業所、船舶の内部、車両の内部、タンクの内部、ピットの内部、抗の内部、隧道の内部、暗きよ又はマンホールの内部、箱桁の内部、ダクトの内部、水管の内部、以上の他通風が不十分な場所、等です。

Q5 :FRP防水において、今回の法規制が適用される部位は具体的にどのような場所が考えられますか？

A5 :屋内の浴室・浴場、厨房、各種水槽類、薬液タンク、ビルピット等が考えられます。

Q6 :A5で記述されたような場所で施工する場合、どのような規制が適用されますか？

A6 :今回の法改正でスチレンは特定化学物質(特化則第2類物質)の特別有機溶剤に指定されました。それにより ①作業主任者の選任、②特殊健康診断③作業記録の作成④作業環境測定の実施、等々の実施の義務付け等が必要になります。以下Q7・A7より各実施項目の詳細について記載致します。これらの実施項目は平成26年11月1日より施行が義務化もしくは適用され事業者の責務になっております。

Q7 :A5に記述したような場所で施工する場合、どのような資格が必要になりますか？

A7 :特定化学物質作業主任者の選任が必要です。有機溶剤主任者講習修了者がいる場合は、そのうちから特定化学物質作業主任者を選任します。

Q8 :健康診断の制度は平成26年11月1日以降、法改正でどのようになるのでしょうか？

A8 :従来有機則に定める特殊健康診断を実施し、診断結果は5年間保存が義務付けされていきました。これは平成26年11月1日以降も継続実施の必要があります。更にスチレンに特化した特殊健康診断が必要となります(尿中マンデル酸の量の検査)。診断結果は30年間保存が義務付けられます。

Q9 :作業記録の作成と保存はどのようにすればいいのですか？

A9 :この実施の目的は作業者が屋内等において、スチレンにどの程度暴露されたかを把握するためのものです。常時作業に従事する労働者について、労働者の氏名や作業の概要等について1カ月ごとに記録30年間保存する必要があります。

注:作業記録の作成法について厚労省より様式が出ています。

Q10 :屋内等の現場において、ポリエステル樹脂(スチレン)の掲示はどのようにすれば良いのですか？

A10 :作業者が見えやすい場所に、名称(スチレン)、取扱いの注意事項、人体に及ぼす影響、保護具の4項目について記述し掲示する必要があります。

Q11 :作業環境測定と記録の保存はどのようにすれば良いのですか？

A11 :省令の内容から判断し、その対象はFRP成形工場等継続的に作業がなされている場所と推定されます(6カ月以内ごとに1回、資格保有者による測定)。関係機関等に確認予定ですが、FRP防水等の現場は作業内容より判断すると、省令の対象外になると解釈されます。

まとめ

施工場所

屋外 <屋上、バルコニー、等>

◆ 特化則適用外

労安法上の法的な規制は特にないが、取扱い時は下記の点に注意する。

- ◇ 保護具を着用し、直接触れない。
- ◇ 取扱いは通気の良い場所で行う。
- ◇ 有機溶剤用マスクを着用。
- ◇ 顔面用保護具を着用。

屋内 <浴室、タンク内、ピット内、等>

◆ 特化則(特別有機溶剤)の規制を受ける

必要な措置

- ・作業主任者の選任※
- ・作業環境測定の実施
- ・特殊健康診断の実施

必要な日常管理

- ・スチレンに関する掲示と作業記録の作成・保管

◆ 従来の有機則も準用される

必要な措置

- ・作業場の全体換気(換気扇、送風機等)の設置
- ・呼吸用保護具の使用(防毒マスク、送気マスク等)

※ 有機溶剤作業主任者技能講習修了者から選任する

【上記はスチレン系樹脂を使用する場合で、ノンスチレン系樹脂を使用する場合は適用外】¹²

備考

更に詳しく知りたい方、調べたい方へ

◆ 厚生労働省ホームページから入手できる資料

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000057700.html>)

・パンフレット等

「特定化学物質障害予防規則等の改正(ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェートとクロロホルムほか9物質の追加)に係るパンフレット」

・説明・教育用資料

「特定化学物質障害予防規則等関係法令改正説明会
(クロロホルム他9物質を中心に)」